

技術評価報告書

申込者： 合同製鐵株式会社 代表取締役社長 明賀 孝仁
大阪市北区堂島浜二丁目2番8号 東洋紡ビル8階

技術名称： GTS フープ 685 設計施工指針

当法人「建築構造技術審議委員会」において慎重審議の結果、2017年7月21日付けの技術評価書(SABTEC 評価 17-06)の通り、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、本技術は妥当なものであると判断されたことを報告する。

2017年7月21日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
代表理事 益尾 潔

建築構造技術審議委員会

委員長	窪田 敏行	近畿大学	名誉教授
委員	岸本 一蔵	近畿大学建築学部建築学科	教授
〃	菅野 俊介	広島大学	名誉教授
〃	田才 晃	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院	教授
〃	勅使川原正臣	名古屋大学大学院環境学研究科	教授
〃	三谷 勲	神戸大学	名誉教授

GTS フープ 685 設計施工指針 専門部会

主査	田才 晃	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院	教授
委員	窪田敏行	近畿大学	名誉教授



技術評価書

申込者： 合同製鐵株式会社 代表取締役社長 明賀 孝仁
大阪市北区堂島浜二丁目2番8号 東洋紡ビル8階

技術名称： GTS フープ 685 設計施工指針

技術概要： GTS フープ 685 は、合同製鐵(株)が製造する大臣認定(認定番号 MSRB-0092：平成27年3月2日)取得の高強度異形せん断補強筋用 GSD685 を用いた鉄筋コンクリート造柱、梁の 685N/mm² 級高強度せん断補強筋であり、溶接閉鎖型、フック形式およびキャップタイ形式として用いることができる。

GTS フープ 685 設計施工指針では、日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 2010」に準拠した許容応力度設計、ならびに荒川 mean 式または修正塑性式による終局強度設計を行うことを基本としている。

本委員会は、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、下記の通り、本技術は妥当なものであると判断した。

2017年7月21日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
建築構造技術審議委員会
委員長 窪田 敏行

記

評価方法： 申込者提出の下記資料によって、技術評価を行った。
GTS フープ 685 設計施工指針、説明資料および関連資料
これらの資料には、本技術の目標性能達成の妥当性を確認した技術資料がまとめられている。

評価内容： GTS フープ 685 を用いた鉄筋コンクリート造柱、梁は、長期荷重時に使用上支障を来たすひび割れおよび短期荷重時に修復性を損なうひび割れを起こさず、GTS フープ 685 設計施工指針に定められたせん断終局耐力を有すると判断される。

技術評価内容

申込者

合同製鐵株式会社
代表取締役社長 明賀 孝仁
大阪市北区堂島浜二丁目2番8号 東洋紡ビル8階

技術名称

GTS フープ 685 設計施工指針

適用範囲

- (1) 適用部位 鉄筋コンクリート造柱、梁
- (2) 材 料

せん断補強筋 呼 称 : GTS フープ 685
種 類 : GSD685

(大臣認定番号 MSRB-0092、平成 27 年 3 月 2 日)

呼び名 : GD10, GD13, GD16

コンクリート 種 類 : 普通コンクリート

設計基準強度 : 21 N/mm² 以上、60 N/mm² 以下

技術評価の主な審議事項

技術評価に際し、建築構造技術審議委員会での主な審議事項は、以下の通りである。

- 1) GTS フープ 685 を用いた梁、柱の損傷短期許容せん断力の妥当性
- 2) GTS フープ 685 を用いた梁、柱のせん断終局耐力および曲げ降伏後の変形性能の妥当性

技術評価に際して行われた実験等の概要

GTS フープ 685 開発時には、RC 梁(19 体)および RC 柱(10 体)の実験を行い、GTS フープ 685 設計施工指針の妥当性は、本開発実験および SABTEC 高強度せん断補強筋設計施工指針(2016 年)検証用の既往実験と照らし合せ、RC 梁の実験では損傷短期許容せん断力、終局耐力および変形性能、RC 柱の実験では終局耐力および変形性能を確認している。

SABTEC 高強度せん断補強筋設計施工指針(2016 年)検証用の既往実験は、1980 年代～1990 年代の高炉・高強度せん断補強筋および 2000 年代～2010 年代の電炉・高強度せん断補強筋の実験である。GTS フープ 685 の素材鉄筋 GSD685 の節形状寸法は、上記の電炉・高強度せん断補強筋と同様、JIS G 3112 の規格に適合する。

技術評価の経過

2017年4月25日開催の第30回建築構造技術審議委員会(以下、本委員会と略記)において、申込者提出の技術資料について検討し、詳細検討は、専門部会を設けて行うこととした。専門部会では、本委員会での指摘事項を踏まえて修正された技術資料について、慎重に審議を行い、結果を2017年7月21日開催の第31回建築構造技術審議委員会に報告した。

建築構造技術審議委員会では、申込者提出の技術資料について慎重に審議を行い、本技術は妥当なものであると判断した。

以上